

新たな地方公会計制度における会計基準の整備に関する意見書

市民の期待にこたえ、説明責任を果たすための地方行財政全般にわたる改革を進める上で、複式簿記・発生主義会計を導入することは、今や避けて通れないものとなっている。

こうした中で国は、平成20年度決算から「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」という二つの公会計モデルを活用して財政諸表を整備するよう要請している。

しかしながら、これらのモデルは、我が国で一般的に用いられている企業会計基準や、諸外国で準拠している国際会計基準の考え方とも異なるものである。

特に基準モデルは難解で実務上の対応も難しく、また総務省方式改訂モデルは複式簿記の導入ではないため、真の会計制度改革につながるとは言いがたい。

しかも国は、これらの活用を求める一方で、「台帳整備と複式簿記システムの導入を行なうことが、基準モデルへの移行を意味することではない」ともしている。

このため、制度の導入に当たって、多くの自治体が戸惑っており、このままでは会計制度改革はむしろ阻害されることとなる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、多くの自治体の参画のもとに、他の自治体や民間企業との比較・分析を行い、事業の的確な評価や改善を行うことを可能とする全国標準的な会計基準の整備に早急に着手するよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月30日

三鷹市議会議長 石井良司